

**特定秘密保護法・戦争法・
共謀罪は廃止に
憲法9条改憲は許さない!!**

和歌山 合同法律事務所新聞

発行所
和歌山合同法律事務所
和歌山市十二番丁10番地
電話 (073) 433-2241(代)
発行責任者 阪本康文

暑中お見舞い申し上げます



2019年8月・滋賀県ブルーメの丘にて 撮影/戸村祥子

新型コロナウイルス2年目、踏ん張っていきましょう

暑中お見舞い申し上げます。新型コロナウイルス感染症によるコロナ禍は1年以上続いています。ワクチン接種は当初の見込みからかなり遅れ、ようやく速度をあげて進行していますが、希望する全国民への接種が完了するにはまだまだ時間がかかりそうです。暗い話題の多い日々が続いていますが、その中でスポーツの世界では大リーグの大谷翔平選手の大活躍、ゴルフの松山英樹選手のマスタース優勝、笹生優花選手の全米女子オープン優勝など、明るい話題が続く、私たちの心をなごませてくれます。コロナが1日も早く収束し、かつての日常を取り戻せることを願わずにはいられません。

ご挨拶 今年の秋には総選挙が

この国の未来をよめる「絶好の機会」

弁護士 阪本 康文

長引くコロナ禍のなかで、事業経営に行き詰まった方や、職を失い収入が減少した方など経済的に大変な目に陥った方は少なくないと思います。また、コロナ感

気候に相談していただければと思います。

また、今年は秋頃までに衆議院議員の総選挙があります。政治にとってもっとも重要なことの1つは国民

の信頼ではないでしょうか。選挙の時の公約を棚上げし、当選すると自らの利益の追求に走るような政治家は、免れます。感染症の専門家から「パンデミックの中でやるのは普通はない」といわれた東京オリンピックの開催を強行し、その意義・理由を問われてもまともに答えず、呪文のように「安全・安心」を唱える菅総理の姿勢は、内閣支持率の低下につながっています。

憲法改正の手続法である国民投票法が「改正」されましたが、経済力による不平等・不正さが懸念される有料CMを規制する議論は先送りにされてしまいました。政治を主権者である国民の手に取り戻す、利己的な政治家を国政から退場させる、「絶好の機会」です。この国の未来を良くするために貴重な1票を有効に行使しましょう。



猫の駅長のいる路線で一躍有名になった和歌山電鐵貴志川線。私も偶に乗車することがありますが、いちご電車やたま電車に当たるとテンションが上がります。乗車されたことがある方はご存じだと思いますが、電車の外側も内装もとても可愛いのです。コロナ禍の前までは外国からのお客様もたくさんありました。

常に営業努力を続けている貴志川線ですが、なかなか赤字解消とは至らないようで、厳しい状態が続いているようです。そのような中、「キシカ イセイのプロジェクト」として電車をリニューアルし新たに「たま電車ミュージアム」を走らせる企画があります。そのための改装費用を捻出するため、現在「サポーター」を8月31日まで募集しています。「一口千円」以上から10口以上すれば車内の記念プレートに名前が永久に刻まれるそうです。記念にお名前、残してみませんか。ポストカードや限定缶バッジも買えるみたいですよ。

お問い合わせ先は、和歌山電鐵株式会社 電話 073-478-0110

伊太祁曽駅や貴志駅には、たま駅長の後を引き継いだ二タマ駅長やよんたま駅長もいます。是非貴志川線に乗って会いにきてください。

今年も厳しい暑さ、コロナと熱中症に気を付けましょう



畑 純一弁護士



阪本康文弁護士



芝野友樹弁護士



森崎有治弁護士



戸村祥子弁護士

カジノ誘致はキッパリ断念を

カジノ問題を考える和歌山ネットワーク 事務局長 畑中正好



6月1日の県庁前パレード

和歌山県が推進するカジノIR事業者の優先選定対象の2者のうち、サンディックグループが5月12日に突然撤退し、それに伴い後順位だったクレアベストが選定されました。

ある訳がなく、いつ突然、同様に撤退されるかも知れません。また、取り沙汰されているマフィアとの関係やマネーロンダリング（犯罪収益などの資金洗浄）は、カジノを誘致する上での大きな課題です。

300万人（うち外国人約300万人）といえます。しかし、コロナ禍前の県計画の投資額約2800億円、目標来場者数400万人（うち外国人約113万人）と比較すると素直に信じられませんが、だからこそ、カジノ誘致はいまこそキッパリと断念すべきです。

税金の無駄遣いを是正 政務調査費不正支出の是正を追及する裁判に勝訴!!

弁護士 森崎有治

平成21年度から平成24年度に一部の和歌山県議会議員に交付された政務調査費について、所定の使途基準に適合しないとして、市民オンブズマンわかやまは、仁坂和歌山

県知事に対し、これら議員に不当利得として返還ないし損害として賠償するように求めた裁判に關し、大阪高等裁判所において、令和2年9月25日、判決が言い渡され、同年

10月13日、請求の一部を認める勝訴判決が確定し、議員11名に対する合計144万5388円の返還請求が認められました。判決では、住民は、

住民が閲覧できる収支報告書の記載を基に、政務調査費による支出が使途基準に適合しないものであることを推認させる一般的な、外形的事実を主張立証すれば足り、適切な反証がない限り当該支出は使途基準に適合しないとされました。また、事

務所費・事務費・人件費については、議員の活動が多岐にわたることから、政務調査用事務所と併設された他の目的の事務所との活動規模や経費等の類型的、一般的に大小を設けるべき理由はなく、使用実態等に関する具体的な主張立証がない以上、事

務所数で按分することが合理的と判断されました。本件ではいすれも適切な反証、主張立証がなかつたこと、勝訴となり、一部の議員による税金の無駄遣いを是正することができました。

務所数で按分することが合理的と判断されました。本件ではいすれも適切な反証、主張立証がなかつたこと、勝訴となり、一部の議員による税金の無駄遣いを是正することができました。

務所数で按分することが合理的と判断されました。本件ではいすれも適切な反証、主張立証がなかつたこと、勝訴となり、一部の議員による税金の無駄遣いを是正することができました。

山から木を切り出し 半年がかりの力作

丸太のバーベキューテラス

弁護士 畑 純一



特徴のひとつは、掘って立てた小屋形式にした点です。掘って立てた小屋は風に強く、施工も簡単なので、丸太の柱を土や砂利の中に埋めるので、場所にもよりますが耐久性に劣ります。そこで、柱の代わりに御影石を埋め、

御影石の地上部分と丸太の柱をホルトでつなぎました。特徴のひとつは、掘って立てた小屋形式にした点です。掘って立てた小屋は風に強く、施工も簡単なので、丸太の柱を土や砂利の中に埋めるので、場所にもよりますが耐久性に劣ります。そこで、柱の代わりに御影石を埋め、

御影石の地上部分と丸太の柱をホルトでつなぎました。特徴のひとつは、掘って立てた小屋形式にした点です。掘って立てた小屋は風に強く、施工も簡単なので、丸太の柱を土や砂利の中に埋めるので、場所にもよりますが耐久性に劣ります。そこで、柱の代わりに御影石を埋め、

御影石の地上部分と丸太の柱をホルトでつなぎました。特徴のひとつは、掘って立てた小屋形式にした点です。掘って立てた小屋は風に強く、施工も簡単なので、丸太の柱を土や砂利の中に埋めるので、場所にもよりますが耐久性に劣ります。そこで、柱の代わりに御影石を埋め、

御影石の地上部分と丸太の柱をホルトでつなぎました。特徴のひとつは、掘って立てた小屋形式にした点です。掘って立てた小屋は風に強く、施工も簡単なので、丸太の柱を土や砂利の中に埋めるので、場所にもよりますが耐久性に劣ります。そこで、柱の代わりに御影石を埋め、

御影石の地上部分と丸太の柱をホルトでつなぎました。特徴のひとつは、掘って立てた小屋形式にした点です。掘って立てた小屋は風に強く、施工も簡単なので、丸太の柱を土や砂利の中に埋めるので、場所にもよりますが耐久性に劣ります。そこで、柱の代わりに御影石を埋め、

御影石の地上部分と丸太の柱をホルトでつなぎました。特徴のひとつは、掘って立てた小屋形式にした点です。掘って立てた小屋は風に強く、施工も簡単なので、丸太の柱を土や砂利の中に埋めるので、場所にもよりますが耐久性に劣ります。そこで、柱の代わりに御影石を埋め、

御影石の地上部分と丸太の柱をホルトでつなぎました。特徴のひとつは、掘って立てた小屋形式にした点です。掘って立てた小屋は風に強く、施工も簡単なので、丸太の柱を土や砂利の中に埋めるので、場所にもよりますが耐久性に劣ります。そこで、柱の代わりに御影石を埋め、

御影石の地上部分と丸太の柱をホルトでつなぎました。特徴のひとつは、掘って立てた小屋形式にした点です。掘って立てた小屋は風に強く、施工も簡単なので、丸太の柱を土や砂利の中に埋めるので、場所にもよりますが耐久性に劣ります。そこで、柱の代わりに御影石を埋め、

法律相談

親の離婚 子どもの親権?

離婚に際して、子どもの親権者を決めなければいけないことは存続の方が多いと思います。では、離婚前、両親が別居中に、どちらが子どもを育てる（養育監護する）のか争いになっている場合は、どうすればよいのでしょうか。

この手続きは、子どもの健全な成長を助けるようなものである必要があるため、監護者指定、引き渡しを希望する事情や今後の養育状況、双方の経済力や家庭環境、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、子どもの意向などを総合的に考慮して話し合いを進めることになります。そして、調停による話し合いがまとまらない場合は、裁判官が一切の事情を考慮して

子どもは常に振り回される 早めの相談をお勧めします 弁護士 戸村祥子 がお答えします

子どもは常に振り回される 早めの相談をお勧めします 弁護士 戸村祥子 がお答えします



今度は和歌山で

生活保護基準引き下げ違憲訴訟、大阪で勝訴!

弁護士 芝野友樹

2021年2月22日、大阪地方裁判所は、厚生労働大臣が2013年から2015年にかけておこなった生活保護基準の引き下げは違法として、基準改定に基づく変更処

分を取り消しました。原告勝訴の判決です。2013年、生活保護費の基準の見直しが行われ、3年かけて最大10%引き下げられました。しかし、生活保護制度は、

憲法25条が保障する生存権を具現化したものです。生活保護基準は、多くの低所得者対策制度の基準とも関係しています。このような基準の引き下げは、憲法違反であるとし

て、和歌山をはじめ、全国30の裁判所に違憲訴訟が提起されました。最初の判決であった2020年6月の名古屋地裁判決は、原告敗訴の不当判決でしたが、2つめの地裁判決となった大阪地裁判決は、基準改定に際して物価下落を反映させるにあたり、①世界的な原油価格や穀物価格の高騰を受けて、特異な物価上昇のあった平成20年からの物価下落を考慮したことが、②総務省が作成した公表している消費者物価指数ではなく、厚生労働省が独自に算出した生活扶助相当CPIという指数によって変化率を算出して著しく大きい下落率を基に改定率を設定し

たことが、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き、最低限度の生活の具現化に係る判断の過程及び手続に過誤、欠陥があると言わざるを得ず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとして、基準引き下げの違法性を認めました。専門家の意見も聞かずに下落率を大きく算出しておこなった引き下げを違法としたことは、極めて正当なものです。

名古屋地裁判決は、専門家の検討を経ないことをもって直ちに裁量権の逸脱濫用があるとはいえない、「国民感情や国の財政事情を踏まえた」「生活保護費の削減

